

特定非営利活動法人 虹の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人虹の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県我孫子市新木野3丁目32番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「誰もがその人らしい暮らしを地域の中で」をスローガンに、介護が必要になってもできるだけ長く地域に住み続けたい、誰もが地域でふつうに暮らし続けたいというあたりまえのねがいを実現できるように、年齢や障害の有無を越えた地域住民の交流の場づくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 地域安全活動
- ⑤ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 高齢者、障害(児)者が小規模で家庭的な雰囲気自分らしく暮らせる宅老所の設立と運営(通って、泊まれて、住める所)
- ② 介護保険法に基づく高齢者福祉サービス事業(地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、指定居宅サービス、居宅介護支援事業、指定介護予防サービス等)
- ③ 移送サービス、配食サービス事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 高齢者、障害(児)者の本人及び家族からの諸問題に関する総合的な相談、助言、支援
- ⑥ 前号の支援に必要な保健、福祉、医療サービスの利用、斡旋などに関するトータルコーディネート事業
- ⑦ 高齢者、障害(児)者問題についての学習と地域への啓蒙活動
- ⑧ 地域とのふれあいをめざした高齢者、障害(児)者に関連するイベント事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員とは、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体又は法人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) 除名

(11) 資産の管理の方法

(12) 残余財産の帰属

(13) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をした時は当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業のみとする。

(資産の管理)

第 38 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業のみとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 41 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 44 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 48 条 (削除)

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残余する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人、社会福祉法人に譲渡するものとする。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 9 章 雑則

(公告)

第 52 条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員
会費 年額 1 口 5,000 円
- (2) 賛助会員
会費 個人 年額 1 口 2,000 円
団体 年額 1 口 5,000 円
法人 年額 1 口 10,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、16 年 6 月 30 日までとする。

- (1) 理事長 高井 浩幸
- (2) 副理事長 井川 芳数
- (3) 理 事 蟻川 瑛幸
大川 昭子
大島 まさ子
高井 睦美
- (4) 監 事 宮腰 多加雄
池田 良一

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認証のあった日（平成 18 年 11 月 20 日）から施行する。

附 則

この定款は、社員総会で発議承認議決された日（平成 21 年 5 月 24 日）から施行する。

附 則

この定款は、千葉県知事の認証のあった日（平成 25 年 8 月 2 日）から施行する。